

〔「大阪修繕車両所における職場諸要求」 に関する申し入れ〕について業務委員会を開催！ 冒頭、不当なボーナスカットに対して抗議をしました！

12月12日、10時より支社会議室において関西支社と業務委員会を開催しました。冒頭、2014年年末手当において4名の仲間に対して不当にもボーナスカットされたことに対する抗議を行いました。会社側は謝罪もせず、勤務成績に応じて適正に判断すると言いました。仮に適正に判断してるなら苦情処理会議で理由を全て明らかにするべきです。

業務委員会の出席者は組合側業務委員・畑野書記長、浦谷業務部長、島津教宣部長、笹田組織担当部長、下茂業務担当部長。会社側業務委員・中西人事課課長代理、畑運輸課課長代理、山本車両課課長代理、秋定人事課係長でした。

《「申」第12号「大阪修繕車両所における職場諸要求」に関する申し入れ (2014年9月24日申入) に対する会社回答》

1. 労働時間について
 - ① 職務に服するための着替え時間を労働時間とすること。
【回答】支社権限外事項である。
2. 休日について
【回答】(2-①から⑥まで一括回答) 支社権限外事項である。
 - ① 連続休暇の取得については、上期・下期ともに申し込めるようにされたい余裕がある場合は年2回取得できるようにされたい。
 - ② 病気・けが等で休む場合、診断書等の証明ができれば保存休暇の使用を認めること。
 - ③ 忌引きで休む場合、保存休暇を忌引き休暇にプラスして利用できるようにされたい。
 - ④ 半休において、有給休暇の場合は1日単位ということで繰り越し年度分に0.5日の半休分が残ると有給休暇が流れてしまうという事象を改善されたい。
 - ⑤ 上記の場合で、流れてしまうような場合は保存休暇として扱うようにされたい。
 - ⑥ 病欠による出勤率の関係で、年休日数が削られて付与される場合の単年度処理（繰り越しできない）とせず、繰り越せるように改善すること。
3. 通勤関係について
 - ① 朝、勤務明けで帰る社員のためにも回送列車を設定すること。
【回答】申8号(5、②)と同じ。
 - ② 通勤バス利用時(車両所から茨木駅)全ての時間帯において茨木駅前で降車できるようにすること。
【回答】申8号(5、⑤)と同じ。
 - ③ 職務乗車証で新幹線を利用する場合に、以前のように他社との乗り換え改札口を利

用出来るようにされたい。

【回答】支社権限外事項である。

- ④ 社員の希望する通勤手段を認めること。

【回答】支社権限外事項である。

- ⑤ 自転車通勤の通勤手当を増額されたい。

【回答】支社権限外事項である。

- ⑥ 自宅から勤務箇所までの距離が、2Km以内であっても通勤手当を支給されたい。

【回答】支社権限外事項である。

- ⑦ 自動車等により通勤している社員が転入したときは、直ちに駐車許可証を発行し、自動車通勤を認めること。

【回答】現行通りとする。

4. 事務所棟の設備について

- ① 警備員、フラッパーゲートでセキュリティーがされている以上、6階エレベーター付近以外の監視カメラ以外は社員監視以外の目的しかないので撤去すること。

【回答】そのような考えはない。セキュリティーの確保を目的とした必要な設備である。

- ② 事務所棟6階詰所に安全靴用の下駄箱を設置すること。

【回答】現行通りとする。

- ③ 事務所棟6階詰所に腰痛防止の健康器具及びマッサージチェアを設置すること。

【回答】現行通りとする。事務所棟の4階（多目的室）に、健康増進を目的とした各種の器具を設置している。

- ④ 事務所棟4階トレーニングルームの近くにシャワールームを設置すること。

【回答】現行通りとする。

- ⑤ 事務所棟6階の更衣室のロッカーの間隔を広くすること。

【回答】現行通りとする。

- ⑥ 事務所棟内・南端にある1階避難出口に通じる「非常用階段」を常時使用できるようにすること。

【回答】申8号（3、③）と同じ。

- ⑦ 事務所棟南側のエレベーターを使い9階の仮眠室・風呂場に移動出来るようにすること。

【回答】申8号（3、④）と同じ。

- ⑧ 事務所棟6階の風呂の使用は、清掃終了後、直ぐに使用できるようにすること。

【回答】現行通りとする。

- ⑨ 事務所棟6階のすべての時計を電波時計に変更すること。

【回答】現行通りとする。

- ⑩ 社員証とセキュリティーカードを一体化するなど統一すること。

【回答】現行通りとする。

5. 操縦担当者に関する諸要求について

- ① 構内操縦担当者の雨具（カッパ）を改善すること。

【回答】ウインドブレーカーについては支社権限外事項であるが、その他の雨具については現行通りとする。

- ② 仕業庫、各番線山側に手歯止め撤去・装着用の昇降階段を設置すること。

【回答】現行通りとする。

- ③ 操縦担当者の睡眠時無呼吸症候群の疑いがあると産業医が判断した場合の会社指定の専門医療機関において精密検査をする場合の費用と睡眠時無呼吸症候群の治療にかかる費用を会社負担とすること。

【回答】精密検査に伴う費用は現行も会社が負担している。治療に掛かる費用に関しては支社権限外事項である。

- ④ 構内シャトルバスを4：00の休憩時間まで運行すること。

【回答】現行通りとする。

- ⑤ 大阪仕業車両所構内の草刈りの回数を増やすこと。

【回答】草刈りは計画的に実施している。また、必要であればその都度実施するため、管理者に申し出ること。

- ⑤ 仕業庫及び着発線・電留線の停止位置目標が0系・100系に合わせているため現在の車両に適したものに變更すること。

【回答】支社権限外事項である。なお、傷害事故防止の観点からも停止位置目標の高さの變更は考えていない。

- ⑦ 着発線大阪方での直前横断等防止のために電車の出発・接近がわかる対策をとること。

【回答】現行通りとする。なお、線路横断時は一旦停止し、左右の指差確認を確実に行うこと。

6. 諸手当について

【回答】(6-①から⑤まで一括回答) 支社権限外事項である。

- ① 家族手当を増額すること。
② 車両技術係主任に対する役職手当を増額すること。
③ どの作業についても言えることだが、作業責任者は作業にあたり、作業の進捗状態の把握や事故防止、ヒューマンエラー防止、労働災害防止等、いろいろと気配り、目配りをしなければならない立場にあり、作業責任者の責任は大変重いものである。よって、作業責任者手当を新設すること。
④ 台車交換に伴う試運転旅費を新設すること。
⑤ 臨修庫への車両の「庫入れ」「庫出し」作業で、立会いする社員への手当を新設すること。

7. その他職場の諸要求について

- ① 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことはしかたないが、当事者でない限り時系列等報告書の強要はやめること。

【回答】事実を明らかにするため、今後も必要な社員には時系列等報告書の作成を指示する。

- ② 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。

【回答】そのような考えはない。

- ③ 「復帰教育」で行われる「見極め試験」に合格した社員は直ちに復帰させること。

【回答】「見極め試験」に合格した社員は現場復帰させている。

- ④ 見習者への指導者は、現在、見習い終了したての社員により行われている場合が見受けられる。指導者は確実な技術継承を目的として各担務に精通したベテラン社員

とすること。

【回答】指導者は必要な知識、技能を有していることを確認した者を指定している。

- ⑤ 25日に行う翌月の勤務発表は、25日朝に勤務明けで終了点呼を受ける社員については、せめて個人的な勤務だけは発表（渡すこと）すること。

【回答】現行通りとする。

- ⑥ 軍手軍足等の被服貸与の見直し、半年に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

【回答】使用頻度、作業内容等を考え箇所で適切に判断している。

- ⑦ 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。

【回答】支社権限外事項である。

- ⑧ 医学適性検査を受診する場合は勤務時間とすること、最低でも本人の希望ではなく会社が指定した場合は勤務時間とすること。

【回答】定期健康診断と同時に実施している場合を除き勤務として扱っている。

- ⑨ 作業庫の熱気対策（熱中症対策）として庫内の換気を改善すること。

【回答】熱中症対策については、自販機・冷蔵庫の設置、全員に対してネッククーラーの配布、今年度からインナーキャップの配布を実施してきたところである。また、庫内換気についても天井換気扇を40台設置している。

- ⑩ 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【回答】現行通りとする。

- ⑪ 臨修庫に冷蔵庫を設置すること（熱中症対策）。

【回答】現行通りとする。

- ⑫ 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設置すること。

【回答】現行通りとする。

- ⑬ ワーキングルームの食堂の時計を電波時計に変更すること。

【回答】現行通りとする。

- ⑭ ワーキングルームまたは近くに清涼飲料水の自販機を設置すること。

【回答】最寄りの作業班長室東側自動販売機を利用されたい。

- ⑮ ワーキングルーム近くに洋式便所を設置すること。

【回答】作業班長室横のトイレについては今年度中にウォシュレット付洋式便所へ改修する予定である。

- ⑯ ワーキングルームの喫煙室を完全に分離すること。

【回答】受動喫煙防止のため引き続き分煙化の計画を進めていく。

- ⑰ ワーキングルームに修繕車両所全員分のヘルメット・手袋を収納するロッカーを設置すること（現在使用している小ロッカー以外に）。

【回答】ワーキングルーム入口付近に出勤者分のヘルメット置き場が設置されており現行通りとする。

- ⑱ ワーキングルームにシャワーを設置すること。

【回答】現行通りとする。

- ⑲ 老眼鏡を貸与すること。

【回答】支社権限外事項である。

- ⑳ 就業規則を全社員へ配布すること（せめて5年に1度くらい）。

【回答】社員が閲覧できるように配置している。

8. 食堂について

【回答】（8－①から⑤まで一括回答）要望等がある場合は管理者に申し出ること。

- ① 利用者の意見を取り入れるためアンケート等を取り、意見を反映すること。
- ② 常時、麺類（うどん・そば・ラーメン）の種類を増やすこと。
- ③ 梅ぼし、ふりかけ、味付け海苔等のアイテムを置くこと。
- ④ 夕飯はセットメニューではなく、昼食時と同じように選択ができるように小鉢等の選択肢を増やすこと。
- ⑤ 味噌汁の味が濃い（辛い）ので、改善すること。

以上

《 若干の議論 》

組合：回答だけで30分かかっている。効率的に進めるよう要請する。回答は前年と変わらぬ内容であり誠意を感じない。

1-①項について

着替え時間を勤務時間とすること！

組合：支社権限外事項との回答であるがここでの議論は本社には報告しているのか。

会社：意見は報告している。

組合：着替え時間の申し入れの主旨は分かるのか。他労組も上げている。

組合：最高裁判決。平成12年3月9日、三菱重工長崎造船所事件がある。ご存じか。

会社：労働時間についての議論をすること自体適切ではないと考える。

組合：この事件での勉強会などは開催していないのか。

会社：ここでは申し上げられない。

組合：何年も上げてる。是非、検討して頂きたい。

2-①～⑥項について

組合：休みについて我々は毎年上げてる。その主旨は分かるのか。

会社：受け止めている。

組合：連続休暇は基本的に5日以上でその場合に自己の休暇が3日以上となっている。例えば、年休の5日以上を申し込む場合でも連続休暇でなくてもいいのか。現場の裁量で取得出来るのか。

会社：年休の使い方で別に妨げる定めはない。

組合：例えば忌引き休暇でも遠方へ行かないといけない方で定められた日数だけでなく、あと何日か必要な時には職場で本人の希望をきいて頂きたい。そういった議論をしていきたい。

会社：「忌引きに付随する年休を保証する」と言ったことはない。社会通念上の範囲で対応する。

3-②項について

組合：茨木駅で降りている時間帯があるが、日勤の仕事が終わった時間帯である。

会社：茨木市からの指導によって、停めても問題はない時間帯に限って停めている。バスの中にも停車する旨のダイヤの表示がある。

3-④項について

組合：15分程度時間が短縮するということ線引きだったはず。

会社：通勤のことは（基本協約）第6節にも書いている。全社的に一律の運用である。

組合：神戸市北区に社宅があった時はJR 1本でもよかった。それがなぜ駄目になったのか。
組合：社宅の時代には検討してこなかったということか。駄目になった理由が分からないから理解できない。
会社：過去の仕切りが間違っていたのかもしれない。
組合：では戻入になる。一度、調べて頂きたい。
会社：同じ断面で違うとなれば分かるが、過去と今とでは違うこともあり得る。
組合：あることは否定しない。何故かを聞いている。
組合：特例の判断は現場か。
会社：会社として判断する。

3-⑤項について

組合：鳥飼基地への自転車通勤の距離の判断は自宅から東門までか。
会社：箇所判断してる。
組合：箇所のルールは現場で聞けばいいのか。
会社：自分が通勤するなら聞いてもらいたい。
組合：最寄りの駅までの判断としてるが、同じ駅の新幹線乗り場側に自転車を停めるほうが効率的である社員もいる。
会社：一定のルールを設けて距離を測るようにしてる。

3-⑦項について

駐車許可証の認定は公正にすること！

組合：転勤した途端に自動車通勤の許可証が出ていたのに出ないという問題がある。
組合：車通勤していたのに急に駄目になる。
会社：箇所毎の決まりがある。数にも限りがある。待ちになってしまってる。
組合：順番を飛び越して駐車場をもらってる人がいる。いかがなものか。
会社：基本は公共交通機関をお願いしてる。
組合：車通勤者へのルール等の周知も必要である。
会社：敷地内に止めさせていることも特例である。
組合：過去の経緯もあるのは分かる。陸の孤島とも言われる。そういった問題があるならバスの利便性にも要求を反映するべき。

4-①項について

「監視カメラ」8台は多い！

組合：防犯カメラは何台設置されてるのか。
会社：手元に資料がない。
組合：8台ある。多い数である。
会社：個人的な主観かと。
組合：社員として監視されてる意識が強い。
会社：皆さんがどう思うかではなく、会社が必要としてるので設置してる。

4-⑥項について

組合：通勤で一度に社員が通る時に待つ時間が長い。

組合：混雑する時間帯だけ、制限して通行させることは検討しないのか。

会社：セキュリティ上問題がある。

組合：多すぎるぐらいカメラがある。折角ある設備を使うべき。

5-⑤項について

組合：草刈りは年間何回行うのか。

会社：定期的に決まっているのは年一回。場所は順番に。

組合：何月頃か。

会社：順番に。

会社：支障があるなどと思ったら申告して頂きたい。労災防止の観点で行う。

組合：申し出た場合は、必要性があるかないかぐらいは返答して頂きたい。

組合：申告して事実が分からないから時系列等報告書を書かすような事はしないようにされたい。

5-⑥項について

停止位置目標を見やすく改善すること！

組合：昨年の要望の回答で関係箇所伝えるとした。

会社：昇降台のところから仕事している。あまり低い位置だと顔にぶつかる。見やすさについては検討した。

組合：傷害事故の防止の観点からという理由だけか。

組合：標識灯の素材は決まっているのか。

会社：全ての意見を勘案しても位置的に高さの変更は出来かねる。

組合：反射板を付けるとか、LEDなども検討するべき。

7-③項について

「復帰教育」合格後は復帰させるの？させないの！？

組合：現場復帰させているという回答だが、従来通りの作業に就かせているということか。

会社：見極め試験に合格した方は、復帰することは出来るというルールが決まっている。そのパートに就くことは出来るが、個別のことは分からない。

組合：「復帰させている」というのは元の作業か。

会社：「復帰教育」にも書かれてるとおり。技能試験をするときは実務をしながらになるのでその業務をしながらになる。

組合：別にメニューをつくって対応してるという現実。

会社：担務については細かい個別のパートがある。人の運用や受給がある。戻ったときに場所が変わる場合もある。戻る確認をしたという事。

組合：見極め試験は何なのか。

会社：エラーした業務に対してそれをやるだけの知識、技能を有しているのかを確認する作業。見極め試験で不安があれば二回三回と復帰教育の期間を。

組合：では合格ではないのか。

7-④項について

組合：ベテランの方が技術面など経験が豊富である。

会社：会社として教えられるなど判断した社員を判断してる。

7-⑤項について

組合：理由を聞きたい。

会社：日勤時間帯であるから。そこまで時間がかかるから。

組合：怠慢である。作業者の。

会社：25日に発表すると協約に書かれている。常識的な時間には出している。

組合：10時である。変則勤務の場合は10時である。運輸所も10時である。25日においても勤務を作成しているということになる。勤務作成者の怠慢である。

会社：鳥飼は現行としてやっている。

7-⑥項について

組合：足りないから申し入れてる。社員が申告したら配布してるのか。

会社：申告があればしてる。

7-⑨項について

組合：天井換気扇40台設置は多いのか。限界の40台なのかまだ計画してるのか。

会社：現行ということ。

組合：有効な手段はやって頂きたい。

7-⑬～⑱項について

組合：分煙化は社内でも進められてるが早く進めるべき。

会社：設備関係の変更時に検討を進める。

組合：ワーキングルームはトイレがない。労安法などの縛りで一つの建屋に確保しないのか。

会社：近くにある。

組合：スペースはあるのか。ないのか。

会社：厳しい。

7-⑳項について

組合：新入社員入社時にも配布しないのか。

会社：してない。職場に設置するようになってる。

8項について

組合：仕業検査車両所の時にも議論したが、その都度何かあれば申し入れるが、社員の声を聞くアンケートなども実施されたい。

会社：うどんとそばは、大盛りなども出来るようになってる。今のところ頻繁に議論してもらってる。

以上

「職場諸要求」に関する業務委員会においては毎年、毎回、申し入れに対する会社側回答に費やす時間が予定している議論時間の半分近く使うことになっています。組合からは事前に回答を書面で提出して効率的な議論の進め方を求めています。会社は改めようとはしません。今回の業務委員会では大阪修繕車両所、大阪交番検査車両所の課題が予定さ

れていましたが、大阪交番検査車両所の課題を議論できなくなりました。これではズルズルと大事な職場の問題改善が年越しとなります。

会社のこのような非効率な進め方に今後も抗議しながら、私たちは職場問題を議論していきます。

以上